

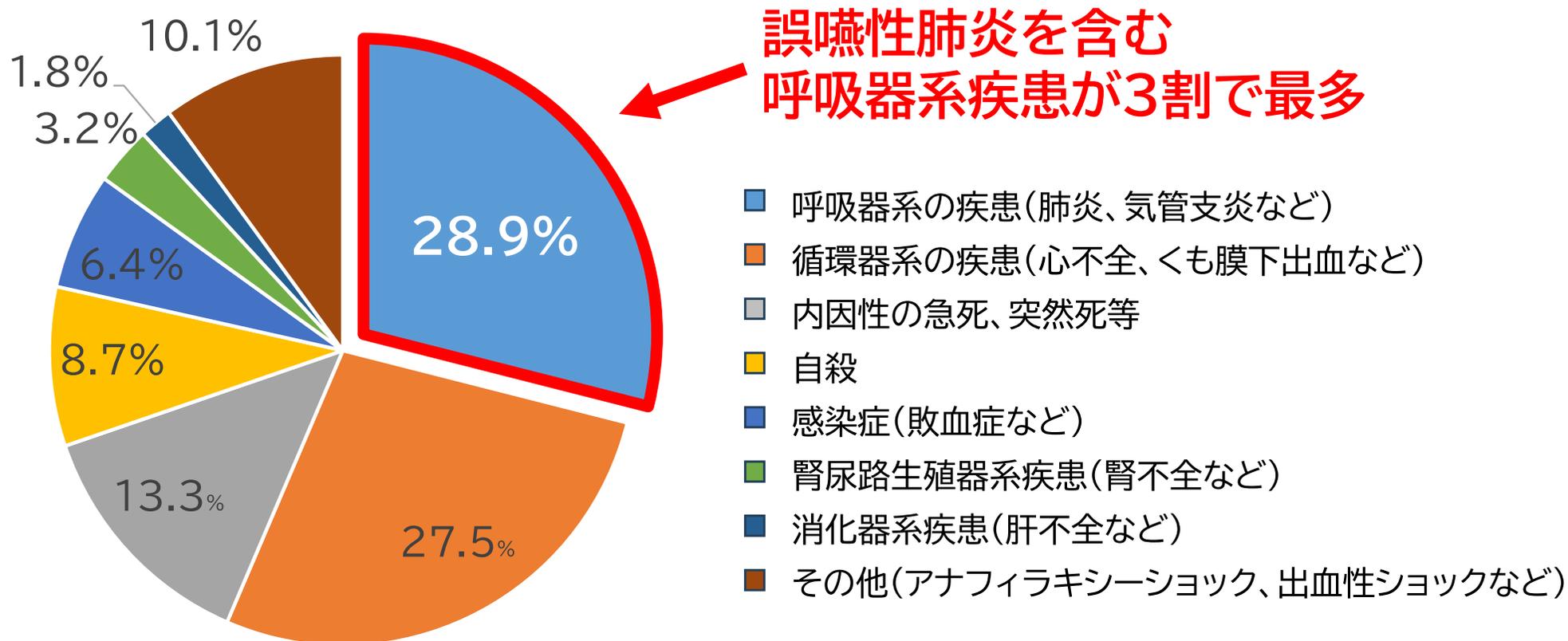
災害時の歯科保健対策について

令和7年度岡山県歯科保健対策協議会資料

令和8年2月5日

背景

熊本地震での関連死の内訳



熊本県まとめ(R3.3月) 熊本災害デジタルアーカイブ <https://www.kumamoto-archive.jp/>

災害時の歯科保健医療のチェックポイント

災害時に困ること

歯をみがきたい
が水がない！



義歯を
忘れた！



口が渴いて
咳が出る

提供される食事が
食べにくい



子ども用の
歯ブラシがない！

歯や歯ぐきが
痛い！



口内炎が痛い！

避難所や
応急仮設住宅から
遠く、歯科診療所に
通院できない！



必要とされる支援

- ☑ 歯ブラシなど
口腔衛生商品



- ☑ 飲料水・生活用水・
洗面所のチェック



- ☑ 口腔衛生管理の啓発

- ☑ 口腔機能の評価

- ☑ 食べやすい食事の提案など
食べ方の支援



- ☑ 対応できる歯科診療所や巡回
歯科チームなど歯科救護の案内



- ☑ 歯科健康相談・教育の継続
口腔機能向上への働きかけ

主要課題

- 歯科医師会をはじめとする関係機関・団体との連携強化を図ること
- 平時から、県民や関係者に対して歯科保健医療の重要性を普及啓発すること

施策の方向性

- 災害時における歯科医療活動や避難所における歯科保健活動が円滑に行われるよう、歯科医師会をはじめとする関係機関・団体との連携強化を図ります。
- 避難生活等における口腔内の清掃不良等による誤嚥性肺炎の発症等、二次的な健康被害を予防するため、平時から、県民や関係者に対して歯科保健の重要性の普及啓発に努めます。

各主体の役割

主体	役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> • 平時から自ら適切な歯科保健行動をとるよう努める。 • 歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持つ。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村内の状況を把握し、県・保健所と情報を共有する。 • 歯科医師や歯科衛生士等と連携して、歯科保健指導を行う体制を整備する。
県・保健所	<ul style="list-style-type: none"> • 被災状況に応じ、県歯科医師会に歯科保健活動を行う指導班の派遣を要請する。 • 県内の市町村等の地域の状況を把握し、必要に応じて歯科医師会や歯科衛生士会へ協力要請を行う。 • 災害時における口腔ケア等の歯科保健の重要性について、平時から県民に普及啓発を行う。
歯科医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> • 歯科医療等業務を適切に行う。 • 県や市町村等が行う災害支援に協力するよう努める。
県歯科医師会 県歯科衛生士会	<ul style="list-style-type: none"> • 県からの要請を受け、県歯科医師会が、歯科医療救護班を編成するなど、歯科医療救護活動を行う。
健康づくり ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> • 県や市町村等と連携して県民に向けた歯と口の健康づくりについて普及啓発を行う。

現状

- 平成28年8月 「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」締結
(県一県歯科医師会)
- 平成28年8月 「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」締結
(県一県歯科医師会、県歯科衛生士会はじめ22団体)

<参考>

- 令和7年4月 「大規模災害時における歯科医療救護活動に関する協定」締結
(県歯科医師会一県歯科衛生士会、中国歯科用品商協同組合岡山県支部、県歯科技工士会)
- 令和7年6月 「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」
(倉敷市一倉敷・児島・玉島・都窪・吉備の5地区歯科医師会)
- 平成26年12月 「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」締結
(里庄町一浅口歯科医師会)
- 平成25年8月 「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」締結
(浅口市一浅口歯科医師会)
- 平成25年6月 「災害医療救護活動に関する協定」締結
(赤磐市一赤磐歯科医師会)

国のR6年度補正予算(R7年度繰越)

【〇能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等】

令和6年度補正予算案 10億円

医政局歯科保健課
(内線2583)

施策名:災害時歯科保健医療提供体制整備事業

① 施策の目的

- 大規模災害時には、医療提供能力が長期間かつ広範囲にわたり低下することが想定される。加えて、給水制限等により日常の口腔ケアも困難になること等により、高齢者の誤嚥性肺炎等のリスクが高まるとの指摘もあることから、避難所等で歯科保健医療提供体制を確保することは重要である。
- 令和6年能登半島地震においても、JDAT(日本災害歯科支援チーム)が避難所等で活動するとともに、被害が大きかった地域においては歯科診療車を活用し臨時的歯科診療所を開設する等、被災者の口腔管理の支援が行われた。
- また、「骨太方針2024」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記された。
- 災害時においても、適切な歯科保健医療提供体制を確保できるよう、必要な設備整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○



③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。
(災害時以外は、在宅歯科医療や過疎地域等の巡回歯科診療等、平時に使用可能な状態で維持する)
- 実施主体: 都道府県(都道府県において補助対象先を決定)

<車両(例)>

- 歯科医療機器等を搬送する移動車
- 歯科巡回診療車

<歯科医療機器等(例)>

- ポータブルユニット
- ポータブルレントゲン
- オートクレーブ
- 浄水装置
- 発電機



(ポータブルユニット)

(ポータブルレントゲン)



(参考: DENTAPAC KOKOROリーフレット)

(参考: 石川県歯科医師会HP)



(参考: 石川県歯科医師会HP)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 新たな災害に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるよう、全ての都道府県で災害時の体制を整備

